

根室市役所庁舎建替基本構想

令和 2 年（2020 年）3 月

根 室 市

目次

第1章 基本構想策定の趣旨

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | はじめに（これまでの経過） | 1 |
| 2 | 基本構想の趣旨・位置付け | 3 |

第2章 現庁舎の現状と課題

- | | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 現庁舎の概要 | 4 |
| 2 | 災害対応拠点施設としての現状（課題） | 6 |
| 3 | 市民の利便性の現状（課題） | 8 |

第3章 新庁舎建設に向けた基本的な考え方

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 基本理念・基本方針を設定するための視点 | 11 |
| 2 | 基本理念 | 13 |
| 3 | 基本方針（新庁舎に求められる機能） | 14 |

第4章 新庁舎の建設位置と規模

- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 新庁舎の建設位置 | 15 |
| 2 | 規模算定の基本指標 | 18 |

第5章 新庁舎の建設事業計画

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 事業手法 | 19 |
| 2 | 事業スケジュール | 19 |

第1章 基本構想策定の趣旨

1 はじめに（これまでの経過）

昭和48年（1973年）に建設された現在の市役所庁舎（以下「現庁舎」という。）は、すでに47年が経過し、この間、市民生活を支える様々な行政活動の拠点として重要な役割を果たしてきました。

しかし、平成21年度（2009年度）に行った耐震診断では、「震度6強程度の地震により倒壊する可能性が高い」との結果が出され、災害時における対策本部及び復旧・復興活動等の拠点施設（以下「災害対応拠点施設」という。）となる現庁舎が、大規模な地震により、その機能を失う恐れがあり、また、施設の老朽化や狭隘化が進み庁舎機能が著しく低下しており、バリアフリー化への対応が遅れているなどの多くの課題を抱え、早急な検討が必要となりました。

さらに、政府の地震調査研究推進本部が公表した今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が約80%とされている本市においては、災害対応拠点施設となる現庁舎の耐震化は、喫緊の課題となっています。

また、平成28年（2016年）4月に発生した熊本地震では、多くの被災市町村の庁舎が損壊により使用できず災害対応や必要な行政サービスを行うことができない状況となったことを受け、自治体庁舎は災害発生時においても、応急対策等の実施や必要な行政サービスを提供するための重要な施設であることが再認識されました。

このような状況を踏まえ、同年10月に「根室市庁舎耐震化等庁内検討会議」を立ち上げ、現庁舎整備のあり方や耐震化の手法等について調査、検討を行うとともに、平成30年（2018年）10月には現庁舎整備にあたっての市民アンケートを実施し、令和元年（2019年）7月には市政モニター会議のテーマとして取り上げ、同年11月に提言書が提出されました。

これまでの調査検討を進める中において、超巨大地震の発生する確率が年々高まっており、災害対応拠点施設となる現庁舎の耐震化が急務となっていることから、市民アンケート結果、市政モニター会議や議会での議論などを踏まえ、耐震性が確保されていない現庁舎を「災害対応拠点施設として建替え耐震化を図る」との方針を同年8月に決定し、11月に「根室市庁舎耐震化等庁内検討会議」を「根室市役所庁舎建替推進本部」と改め、また、有識者と市民で構成する「根室市役所庁舎建替検討委員会」を設置するなど、新庁舎建設を推進するための取り組みを本格化させました。



図表1-1 検討経過

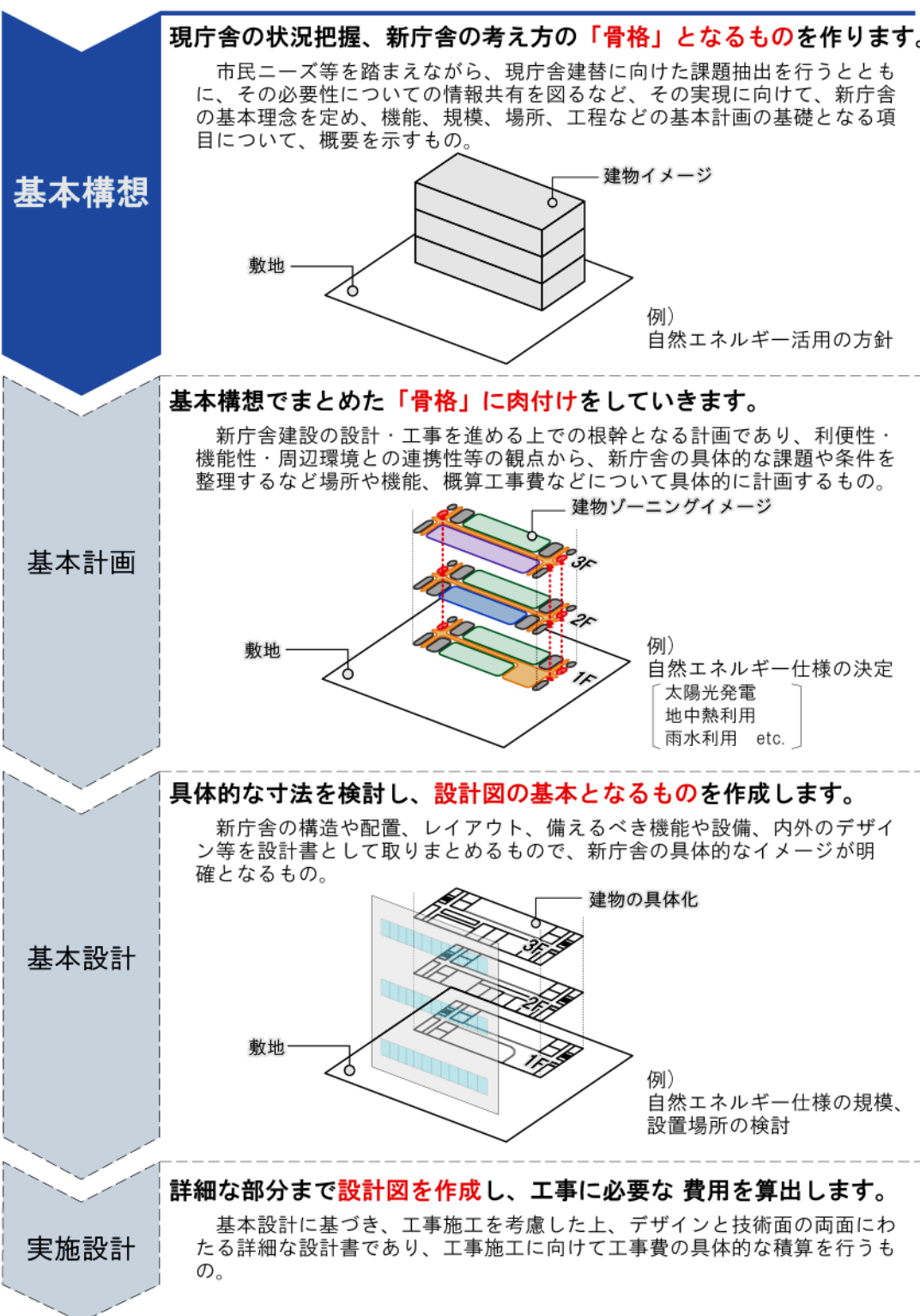
平成27年以前 (2015年)	●現庁舎の耐震診断を実施する。 ●耐震診断の結果、地階から3階までの耐震性能が極めて低いことが判明し、現庁舎の耐震改修に関する概算事業費、工法等について検討を進める。
平成28年 (2016年) 11月	●「根室市庁舎耐震化等庁内検討会議（本部長：副市長）」（以下「庁内検討会議」という。）を設置し全庁的な検討を開始する。 ●下部組織として「根室市庁舎耐震化等庁内調査委員会（委員長：総務部長）」を設置し、現庁舎の現状等の把握、課題等を整理する。
平成30年 (2018年) 6月	●庁内検討会議において、現在地での工事を仮定し「耐震補強及び大規模改修工事」または、「現庁舎の機能等を基本とした建替え」について比較検討を行う。
10月	●市民アンケート調査を実施する。（利用状況、庁舎機能、整備手法など）
12月	●市民アンケート結果報告書を公表する。 （約7割が現庁舎の整備手法を建替えと回答）
令和元年 (2019年) 7月	●「市役所庁舎の整備」をテーマに「市政モニター会議」を開催する。 現庁舎の整備手法について、建替えを前提に「新庁舎に必要な機能」などについて議論することで決定する。
8月	●市民アンケート、市政モニター会議、議会議論などを踏まえ、庁内検討会議及び政策会議を経て、「災害対応拠点施設として建替え耐震化を図る」ことを決定する。
10月	●「根室市役所庁舎建替基本構想」（以下「基本構想」という。）の策定に着手する。
11月	●市政モニター会議から「新庁舎に求める機能」「施設の複合化」「新庁舎の建設場所」についての提言書が提出される。 ●「庁内検討会議」を「根室市役所庁舎建替推進本部」（以下「推進本部」という。）へ変更し、庁内検討を本格化させる。 ●有識者と市民で構成する「根室市役所庁舎建替検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、第1回会議を開催する。
12月	●「推進本部」の下部組織となる「根室市役所庁舎建替推進部会（部会長：総務部長）」（以下「推進部会」という。）及び3つのワーキンググループを設置し、それぞれ第1回会議を開催する。 ●推進本部（第2回・第3回）において、現庁舎の建替えについて協議を行う。
令和2年 (2020年) 1月	●推進本部（第4・5回）及び推進部会（第2回）において、「基本構想（素案）」の検討を行う。 ●検討委員会（第2回）において、「基本構想（素案）」の審議を行う。
2月	●推進部会（第3回）及び推進本部（第6回）において、「基本構想（案）」の検討を行う。 ●検討委員会（第3回）において、「基本構想（案）」の審議を行う。 ●「基本構想（案）」のパブリックコメントを開始する。
3月	●「基本構想（案）」のパブリックコメントが終了し、「基本構想」が完成する。

2 基本構想の趣旨・位置付け

この基本構想は、現庁舎の現状と課題を整理し、新庁舎建設に向けた基本的な考え方、建設場所や規模の想定、事業スケジュールなど、事業全体の基本的な考え方を明らかにするもので、今後の計画策定や設計を行う際の基礎となるものです。

この後、この基本構想を基に、新庁舎の具体的な規模や機能などの諸条件を整理し、基本計画等を策定していきます。

図表1-2 基本構想の位置付け



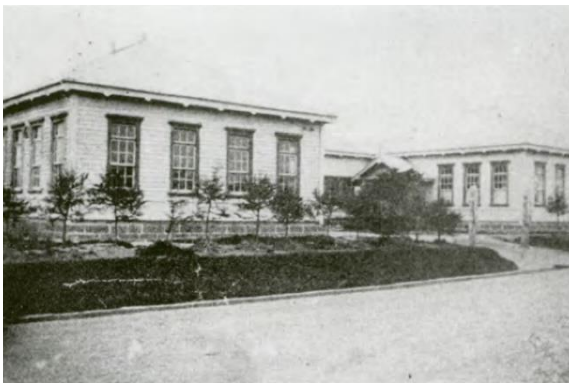
第2章 現庁舎の現状と課題

1 現庁舎の概要

根室市は、明治2年（1869年）に開拓使根室出張所が置かれたことに始まり、明治33年（1900年）に一級町村制の施行によって根室町となり、根室支庁の一室を借りて事務を行っていました。

現庁舎の前身は、明治41年（1908年）7月に現在の緑町2丁目30番地（元根室町会所跡）に根室町役場庁舎として新たに建設し、独立しました。

その後、昭和6年（1931年）8月に現在のときわ台公園に根室町公会堂と根室町役場（市役所）庁舎（以下「旧庁舎」という。）が建てられ、一体として使用されていました。



明治41年（1908年）建設 根室町役場庁舎



昭和6年（1931年）建設 根室公会堂



昭和6年（1931年）建設 根室町役場庁舎



昭和48年（1973年）建設 根室市役所庁舎

現庁舎は、旧庁舎の老朽化と狭隘化を解消するため、昭和48年（1973年）に常盤町2丁目27番地（旧裁判所跡地）に新築し、市民ホールや駐車場、さらには、根室港やまちが一望できる展望室を備え、市民生活を支える様々な行政活動や防災活動の拠点として使用され、これまで、昭和48年（1973年）の根室半島沖地震、平成6年（1994年）の北海道東方沖地震を始めとした多くの地震を経験してきました。

また、旧庁舎敷地は公会堂に替る新しい市のシンボルとして後世に誇りをもって残したいという願いのもとに、「ときわ台公園」として整備され、現庁舎とともに市民に親しまれてきました。

図表2-1 現庁舎の概要

構造等	鉄筋コンクリート造 地上 4 階、地下 1 階 （高さ）16.70m 附属施設 物品庫及び書庫			
面 積	延べ面積 4,912.44 m ² 地階 1,095.14 m ² 1 階 1,082.46 m ² 2 階 1,231.14 m ² 3 階 1,315.11 m ² 塔屋 188.59 m ² 附属施設面積 物品庫①（367.74 m ² ）、物品庫②（32.40 m ² ）、 書庫（148.75 m ² ）			5,461.33 m ²
竣工年	昭和 48 年（1973 年）【築 47 年が経過】			

図表2-2 階層と各部署の配置

4 階 (屋上)	議場		展望室		
3 階		議会事務局 委員会室等	総務部（情報管理課）、選挙管理委員会事務局、 教育委員会（教育総務課）、学校給食協会、監査委員事務局、 大会議室、図書室 等		
2 階	市長室、副市長室、総務部（総務課・財政課）、総合政策部、水産経済部、 建設水道部（都市整備課・建築住宅課）、農業委員会事務局、 中会議室、記者室、電話交換室 等				
1 階	総務部（税務課） 市民福祉部 （保健課・市民環境課）	ホール	市民福祉部 （介護福祉課、こども子育て課、社会福祉課）等		会計課
地階	機械室、書庫、食堂、売店、 消費生活センター、警備室 等		建設水道部（上下水道総務課・水道課・下水道課）、 上下水道料金センター		



南東から見た現庁舎



南から見た現庁舎

2 災害対応拠点施設としての現状（課題）

2-1 耐震性能の不足

平成21年度（2009年度）に行った現庁舎の耐震診断の結果、耐震性能を表すIs値（構造耐震指標）は図表2-3のとおり、その基準を著しく下回る結果となっています。

国土交通省の判断指標では、Is値0.6未満の建物は、震度6強程度の地震で崩壊（倒壊）する危険性がある（高い）状況にあり、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が約80%とされている根室市において、地震の揺れに強い災害対応拠点施設としての役割を果たすためには、耐震性能を十分に確保することが急務となっています。

図表2-3 庁舎の耐震診断の結果（平成21年度（2009年度）実施）

階数	Is 値	診断結果
4階（議場）	0.74	現庁舎は、昭和48年（1973年）の竣工以降、大規模な地震に数回見舞われており、建築物には地震による損傷が数箇所見られるが、コンクリートの物性調査において、圧縮強度は設計基準強度を大きく上回り、中性化についても鉄筋が腐食する状態には至っていない。 しかし、耐震指標を示すIs値では、<u>地階から3階まで、一般的に耐震性能があるとされるIs値0.6を大きく下回っている。</u>
3階	0.33	
2階	0.30	
1階	0.36	
地階	0.25	

【参考：Is値について】

国土交通省では、昭和56年（1981年）以降の新耐震基準に基づき、Is値0.6を基本として耐震性の判断指標を次のとおり定めています。

【耐震性の判断指標（平成18年（2006年）1月25日国土交通省告示第184号による）】

Is 値	震度6強程度の地震が起きた場合
$Is < 0.3$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。
$0.3 \leq Is < 0.6$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある。
$0.6 \leq Is$	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い。

【物理的耐用年数（参考）】

鉄筋コンクリート造	耐用年数	出典
経済的耐用年数	50年	減価償却資産としての法的耐用年数（財務省令）
物理的耐用年数	60年	建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会編）

2-2 災害対応機能の不足

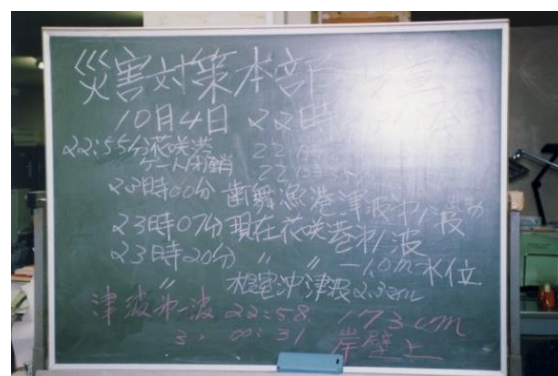
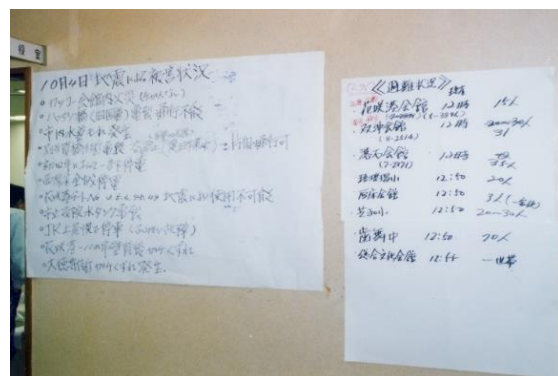
現庁舎には、自家発電設備を備えていますが、その用途は消防設備（非常灯や非常時の排煙設備など）やシステムを保護するため正常に終了させる予備電源に限られるもので、災害等による停電発生時には、窓口などに設置している電子機器が使用できなくなります。

このため、平成30年（2018年）9月に発生した胆振東部地震によって北海道全域を襲ったブラックアウトでは、可搬式発電機を使用し、照明や災害対応に必要な最低限の電力は確保しましたが、窓口業務は一部しか行うことができず、証明書等の発行ができないなど訪れる市民へ不便をかけることとなりました。

そうした中、国はこの地震を受け、令和2年度までに災害対策本部を置く庁舎には外部からの燃料供給なしで72時間稼働できる非常用電源を整備するよう各自治体に求めており、その対応が急務となっています。

また、災害時用備蓄資材の保管スペースをはじめ、災害対応にあたる職員の仮眠室など、災害対応拠点施設として必要な機能が十分に備わっていない状況です。

さらに近年は、被災地の情報やニーズを把握するため、防災関係機関がリエゾン（災害対策本部現地情報連絡員）を派遣するケースが増えており、市災害対策本部と防災関係機関等が情報共有を図ることができ、また、待機できるスペースの確保が必要です。



平成6年（1994年）10月4日に発生した北海道東方沖地震における対応状況

3 市民の利便性の現状（課題）

3-1 窓口機能の不足

現庁舎の1階窓口は、建物の構造上、正面玄関から左右に分かれる配置となっており、関連する窓口が分散しているため、案内表示が見づらい、行きたい窓口へ迷わずに行くことが難しいなど、来庁者に不便をかけています。



案内表示が見づらい受付窓口

3-2 相談スペースの不足

相談場所は、相談室が少ないため、窓口での対応となることが多くなりますが、窓口の仕切り等が十分とは言えず、さらには執務場所や待合場所と近いため、相談内容が周りに聞こえていないかと不安を感じるとの声があります。

また、市民相談室が地階にあるほか、健康相談室は、1階ホールの一部を使用し設置しているため、保健師等の執務場所から離れており、わかりづらい、入りづらい、相談しづらいといった意見があり、さらに市内には、健康や子育て等に関する相談をする場所が少ないため、小さい子ども連れの方でも安心して、気軽に訪れ、相談できる場所を求める声が多くあります。

このように、相談スペースについては、相談室不足の解消、プライバシーや子育て世代等に配慮するとともに、来庁者が安心して相談できる環境の整備が求められています。



プライバシーの確保等が求められる相談スペース

3-3 ホール機能の不足

1階に設置されているホールは、市民交流スペースや行政情報を提供する場所となっていますが、市民のためのスペースとして十分に活用されていないことや、ポスターやパンフレットが無造作に配置されるなど、市民が快適に過ごすことのできる憩いのスペースとは言えない状況にあります。



十分に活用されていないホール

3-4 会議室の不足

現庁舎には、2階に中会議室、3階に大会議室がありますが、そのうち大会議室は、選挙事務などの作業場所としても活用していることから、時期によっては会議等に使用できないことがあります。

また、1階には会議室がないため、市民と職員の打ち合わせを行う場合は、窓口やホールを利用しなければならない状況にあります。



3階 大会議室



2階 中会議室

部屋数の限られる会議室

3-5 駐車場の不足

現庁舎の前庭駐車場は、38 台の駐車場所がありますが、自家用車で来庁する方が多くを占める中で、駐車場所がなくなり、通路などへ駐車している場面が見受けられ、市民からは駐車に関する問合せがあるなど、駐車場所の拡充が課題となっています。

また、障がい者等が利用する優先駐車場所を設けていますが、通路に近接していないことなど、車の乗降りや雨天時の対応が求められています。

さらに、降雪時には、その形状から駐車スペースが狭くなるほか、アスファルトや縁石、排水設備等の劣化などにより、降雨時には至るところに水溜まりができるなど、駐車場としての機能等が不足しています。



駐車場の不足から通路などへの駐車が散見される現庁舎の駐車場

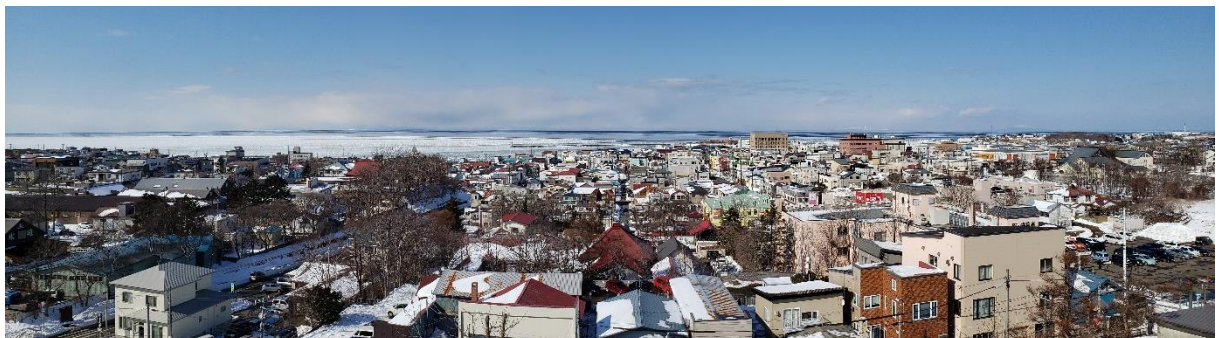
3-6 庁舎設備等の不足

現庁舎の正面玄関の自動ドアやトイレ（和式トイレ）などの設備が古く、多くの市民が利用する施設として、それらの更新や改修が課題となっています。

増加する電子機器を繋ぐ配線や電源設備などに対応できる構造となっていないため、たこ足配線や露出配線となるなど安全性の面からも多くの課題があります。

エレベーター等が設置されていないため、2 階以上へ行くためには階段を使用する以外の方法がなく、高齢者や障がい者、子ども連れの方が階段の昇り降りで苦労している場面が見受けられます。さらには車いすを利用する方は、手伝いがないと昇ることができないなど、誰もが利用しやすい機能、特にバリアフリー化を求める意見が多くあります。

また、売店や食堂など市民が利用できる施設が地階にあることから、その場所を知らない、利用しづらい状況となっており、さらに、まちを一望でき、海や北方領土を見ることができる展望室は老朽化等により、使用が制限されているなど、市民が訪れる施設としての機能が不足しています。



展望室から見える根室の街並みなど

第3章 新庁舎建設に向けた基本的な考え方

1 基本理念・基本方針を設定するための視点

新庁舎の建設にあたり、次の4つの視点から基本理念及び基本方針を設定しました。

【1つ目の視点】現庁舎の課題から

現庁舎は、耐震性能の不足や災害時における対策本部や復旧対応機能の不足など、災害対応拠点施設としての課題、窓口の分かり難さのほか、相談スペース・会議室・駐車場の不足など、市民サービス、利便性の課題に加え、狭隘化や老朽化の課題、プライバシーへの配慮不足、ユニバーサルデザインへの未対応など、多くの課題を有しています。

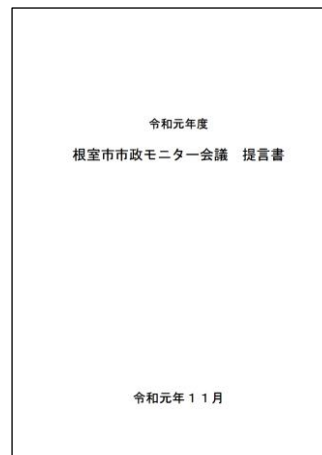
耐震性能や災害対応機能の不足、老朽化等に伴う設備・機能の不足など現庁舎が有する課題を解決する庁舎

【2つ目の視点】求められる機能などから

新庁舎は市民が求める機能などを組み入れたものとする必要があります。
市民アンケートや市政モニター会議では、新庁舎に必要な機能として次のような点が求められています。

- 災害対応拠点施設としての機能
- 駐車場の確保
- 窓口の集約化など市民の利便性向上
- プライバシーに配慮した窓口や相談室等
- 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの導入
- 長期的な安全性の確保と財政負担の軽減

市民アンケートや市政モニター会議等から提案のあった必要な機能等に対応する庁舎



【3つ目の視点】行政計画の位置づけから

新庁舎の建設は、各種行政計画の中でどのように位置づけられているかということ踏まえて行う必要もあります。

市の最上位計画である総合計画や地域防災計画に位置付けられている庁舎等の整備に関する項目は次のとおりです。

■根室市総合計画 重点プロジェクト

① 住み続けられる「安心」と「支え合い」のまちづくりプロジェクト

5 市民の安全確保対策の強化

◆市役所庁舎など公共施設の耐震化の推進

■根室市地域防災計画

〔一般防災計画編〕第2章第2節 根室市災害対策本部等

◆災害情報の一元化、適切な体制づくりなど災害対策本部機能の充実・強化

〔地震防災計画編〕第2章第2節 地震に強いまちづくり推進計画

◆災害時の拠点となる庁舎における耐震化等による高い安全性の確保

市総合計画の重点プロジェクトや地域防災計画に位置付けられた市民の安全を守る災害対応拠点施設として安全性、信頼性の高い庁舎

【4つ目の視点】社会経済情勢や周辺環境の変化から

新庁舎は、超巨大地震の切迫や人口減少等といった様々な社会経済情勢の変化等に対応できる視点も必要と考えます。

- 千島海溝型地震の脅威
- 少子高齢化や人口減少の急速な進行
- 情報通信技術（ICT）の進展
- 環境問題の顕在化
- 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された、2030年までの世界の開発目標。「地球上の誰一人として取り残さない」をスローガンに、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標を掲げている。

超巨大地震、人口減少や環境問題のほか、情報通信技術（ICT）の進展や持続可能な開発目標（SDGs）など様々な環境変化等に対応する庁舎

2 基本理念

基本理念・基本方針を設定するための4つの視点から、新庁舎建設の基本理念を次のとおりとします。

〔新庁舎建設の基本理念〕

－世代を越えて 安全と安心を未来へ－

子どもからお年寄りまで、安全で安心して暮らせるまちの拠り所として
これまでの歴史的な背景や市民憲章に掲げる誓いを継承しつつ
将来にわたり根室の災害対応及び行政活動に係る拠点施設となる庁舎を目指します。



上空から見た現庁舎周辺

3 基本方針（新庁舎に求められる機能）

基本理念を実現するため、基本方針を定め、新庁舎に求められる基本的な機能を次のとおり整理します。

図表 3-1 新庁舎に求められる機能

基本方針	基本的な機能	内 容
方針 1 市民の安全・安心を支える庁舎	○ 耐震性 ○ 災害対応機能	・市民の安全を守る災害対応拠点施設として超巨大地震から市民や職員を守り、安心して利用できる耐震性の高い庁舎。 ・災害発生時における対策本部や復旧活動等の拠点施設として市民の生活を守り、迅速な対応を行うことができる庁舎。
方針 2 全ての人が利用しやすく、親しまれ、開かれた庁舎	○ 窓口機能 ○ バリアフリー・ユニバーサルデザイン機能 ○ 市民機能	・利用が多い窓口の低層階への配置や関連する窓口の集約など、市民の利便性を高めた分かりやすい庁舎。 ・プライバシーに配慮した相談しやすい窓口環境を整備した庁舎。 ・高齢者、障がい者、車いすを利用する方や小さな子ども連れの方など、多くの市民が利用しやすいユニバーサルデザイン※1の導入やバリアフリー化を取り入れた庁舎。 ・市民が気軽に足を運び様々な情報交換や交流ができる庁舎。 ・議会を傍聴しやすい環境の整備など、市民の視点に立って親しまれる開かれた庁舎。
方針 3 環境にやさしく、経済的な庁舎	○ 環境負荷低減機能 ○ 経済性	・照明や空調、冷暖房設備における省エネルギー化や自然エネルギーの活用など環境負荷の低減に寄与する庁舎。 ・利便性や将来的な経費等を踏まえた、経済的な庁舎。
方針 4 機能性・耐久性に優れ効率的で将来にわたり様々な需要に対応できる庁舎	○ 効率性・合理性 ○ 機能性・耐久性	・社会情勢の変化、行政需要の多様化及び情報化の進展等、様々な需要に対応できる庁舎。 ・平常時と災害時に使い分けた利用ができる機能的で効率的な耐久寿命の高い庁舎。

※1：ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、できるだけ多くの人に利用しやすいデザインのこと

第4章 新庁舎の建設位置と規模

1 新庁舎の建設位置

新庁舎の建設位置の選定にあたっては、これまでの市民等による議論から災害対応拠点施設としての適性に加え、旧庁舎があった「ときわ台公園」も含め、現庁舎が在り続けたエリアであること、さらには地方自治法第4条第2項における「事務所の位置を定め又は変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」ことを踏まえ選定しました。

- ・ 主要な行政機能と隣接し連携が図りやすいこと
- ・ 公共施設、商業施設、医療施設が集積し市民の利便性が高いこと
- ・ 非常時の輸送や移動支障が少ない緊急輸送道路※2に面していること
- ・ 津波浸水予想地域外であること
- ・ 非常時に職員が参集しやすいこと

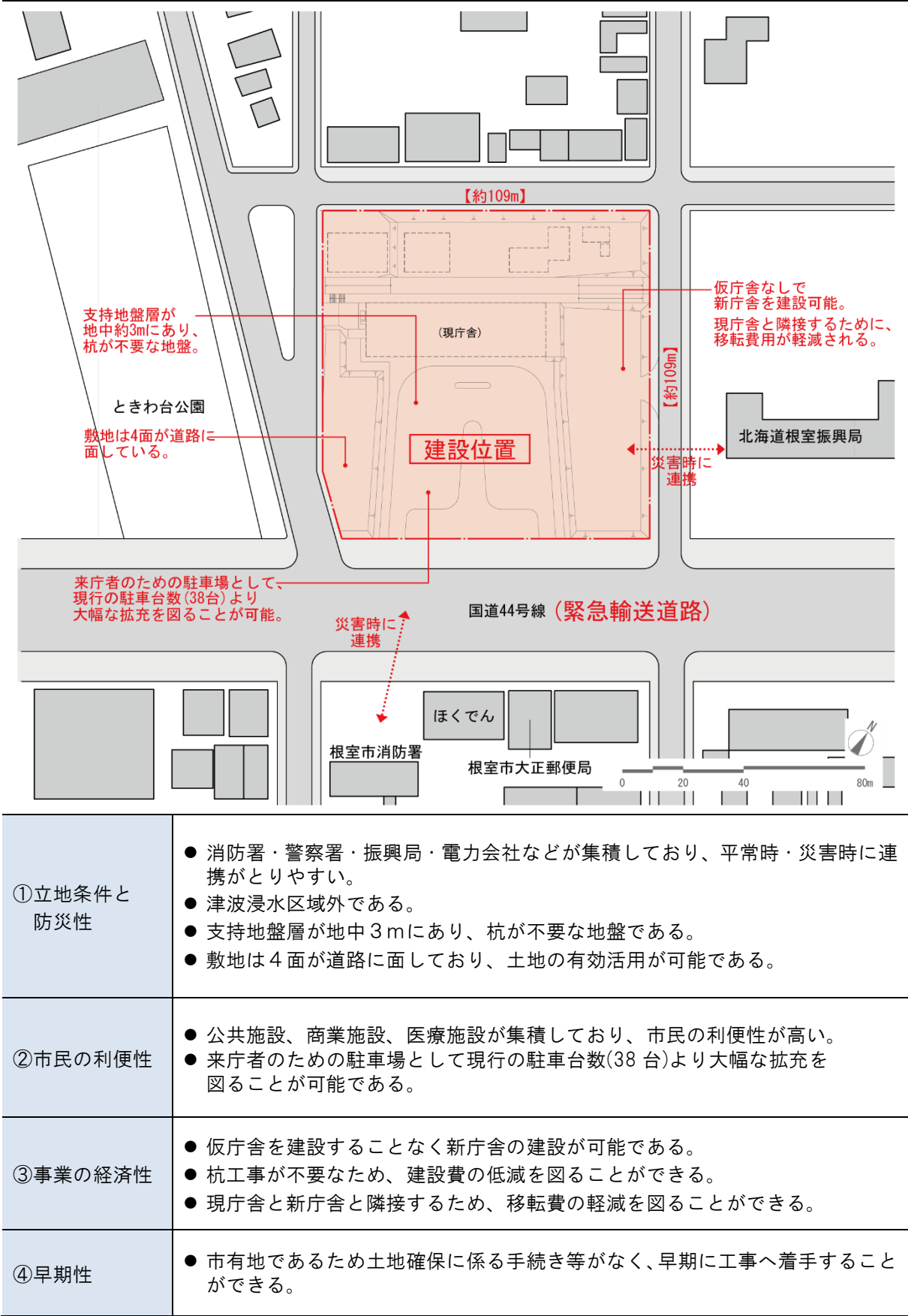
これら様々な条件を満たしている現庁舎敷地が、災害対応及び行政活動に係る拠点施設の建設場所として最も優位性が高いと考えられます。

図表4-1 現庁舎位置図

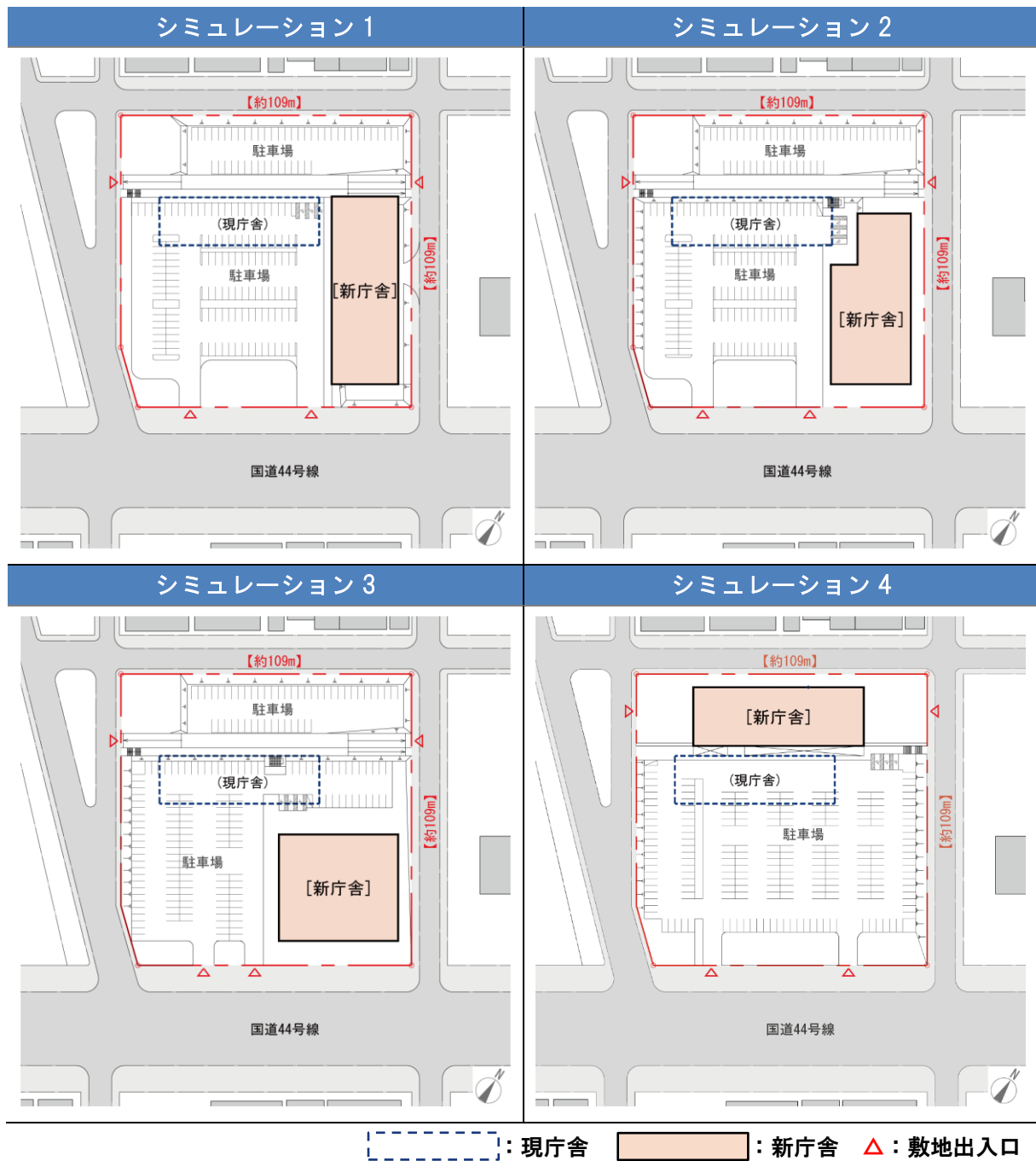


※2 緊急輸送道路：地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられている地震時に通行を確保すべき道路。

図表 4-2 現庁舎敷地の特徴



図表4-3 現庁舎敷地における配置シミュレーション



現庁舎敷地内における駐車場確保の可能性について、配置シミュレーションを行った結果、現庁舎を利用しながらの建設、さらに、現状の来庁者用駐車台数（38 台）を大幅に超える 100 台以上を確保することが可能と考えられることから、新庁舎の建設位置は、現庁舎敷地とします。

新庁舎の建設位置は、現庁舎敷地（常盤町 2 丁目 27 番地）とします

2 規模算定の基本指標

新庁舎の規模を想定するための基本指標として、新庁舎の供用開始予定である令和6年（2024年）における想定人口、想定職員数及び議員数を次のとおり仮定します。

2-1 想定人口

根室市の人口は、昭和41年（1966年）の49,896人をピークに減少し、平成27年（2015年）国勢調査では26,917人となっています。

平成30年（2018年）に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表した「地域別将来推計人口（平成30年推計）」をベースとして、令和元年（2019年）12月に策定した「根室市人口ビジョン（改訂版）」における根室市総人口将来推計（根室市独自推計※3）に基づき、令和6年の想定人口を23千人と仮定します。

2-2 想定職員数・議員数

今後、人口減少等が見込まれる一方、少子高齢化のさらなる進展など社会経済情勢の変化による行政需要の増加、複雑化や高度化に的確に対応していくため、令和6年（2024年）の想定職員数を現行職員数（平成31年）である300人程度（嘱託職員等を含む）、想定議員数は現行定数である18人と仮定します。

図表4-4 根室市総人口将来推計（根室市独自推計）

令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
24,680人	22,453人	20,249人	18,109人	16,703人

※3 根室市独自推計：平成30年3月社人研推計人口を基準人口として、コーホート要因法（5歳階級別人口）に推計を行ったもの。ただし、合計特殊出生率は第9期根室市総合計画の成果指標である合計特殊出生率目標値を、純移動率は年間0.1ポイント縮小すると仮定して推計を行ったもの。

図表4-5 基本指標

項目	想定数
想定人口	23千人
想定職員数	300人程度
想定議員数	18人

2-3 新庁舎の規模設定

現庁舎敷地内（11,942㎡）における新庁舎の規模設定にあたっては、100台以上の来庁者用駐車場（参考：市立根室病院175台）の確保を前提とし、同規模の他自治体の庁舎面積（約7,200㎡）や、国の基準による算定（約7,800㎡）も参考としながら、現庁舎（附属施設含む5,461㎡）に備わっていない、災害対応拠点施設としての機能（災害対策本部室、備蓄倉庫など）や、誰もが利用しやすく（ユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化等）、さらに子育て世代をはじめとした市民等が安心して気軽に訪れるため（相談スペースなど）の機能整備を含め、現庁舎が抱える課題解消を図ることを勘案し、次のとおり想定します。

新庁舎の想定規模（面積）7,000～8,000㎡程度を基本とします

想定規模は一般的な参考値を用いて算定した数値であり、今後の基本計画において、効率的な執務空間の検討及び基本設計の平面計画により精査し、最終算定を行うものです。

第5章 新庁舎の建設事業計画

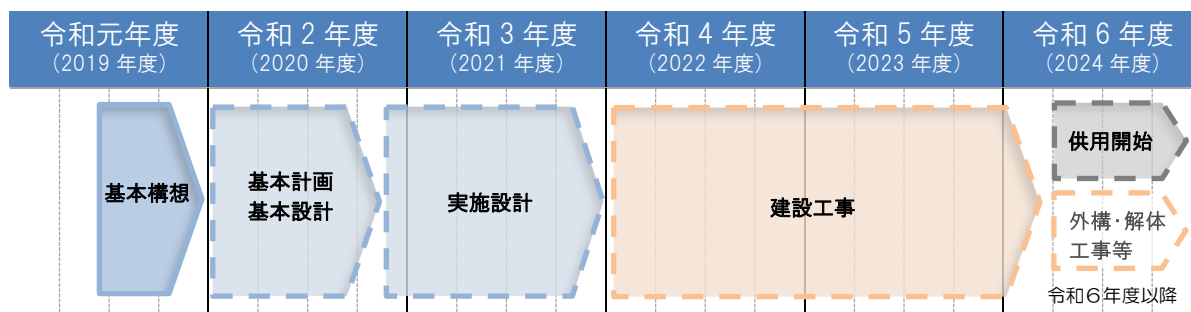
1 事業手法

公共施設の建設に係る事業手法は、施設の設計・建設から維持管理・運営にいたる一連の業務に、民間の資金・経営能力・技術能力を活用するPFI方式などにより民間活力を導入するケースが増えており、コストの削減が期待できるといった特徴がありますが、導入可能性（コスト削減効果などの有無）調査・事業者選定・契約手続きが複雑であるため、時間と一定の費用がかかるといった考慮すべき点もあります。

民間活力の導入検討にあたっては、平成29年度（2017年度）に創設された国の新たな地方財政措置のある公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場緊急保全事業）の活用による財政的な負担軽減を図るためには時間的な制約があること、また、経済波及などといった地元への影響なども考慮した結果、新庁舎の建設にあたっては、災害対応拠点施設としての市の意向が反映されやすく、事業者選定に多くの時間を必要としない「分離発注方式（従来型）」とします。

2 事業スケジュール

図表5-1 事業スケジュール



注)事業スケジュールは進捗状況により変更となる場合があります。

今後のスケジュールは、令和2年度（2020年度）に基本計画・基本設計、令和3年度に実施設計を策定、令和4年度（2022年度）に建設工事に着手し、令和6年度（2024年度）に新庁舎の供用開始を目指します。